

下記の県有財産（物品）の売払いについて、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年9月1日

静岡県知事 川勝平太

1 競争入札に付する事項

(1) 品名及び数量等

入札番号	物品名	初度登録 年月	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金	走行距離
0204 用 CB001	H24 スクールバス 49人乗 三菱 エアロスター	平成24年 3月	1,000,000円	100,000円	125,156Km

(2) 物件の仕様等

物件の現状等については、ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）の公有財産売却物件一覧を参照すること。

（アドレス https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_shizuoka）

(3) 引渡し場所

静岡県が指定する場所（静岡市葵区内）

(4) 入札の方法

インターネット売却による期間入札

公有財産売却システム上で入札価格を登録すること。登録は、一度しか行うことができない。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(3) 静岡県が定める「静岡県インターネット公有財産売却ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関する利用規約及びガイドライン等の内容を承諾

し、遵守することができるものであること。

(4) 4により、あらかじめ参加の申込みを行った者であること。

3 入札者に求められる義務

(1) 公有財産売却システム上に掲示する「ガイドライン」及び「入札説明書」に記載のとおり。

(2) 落札者は、落札した日から7日以内に契約し、指定した期限内に必ず買受代金を納付すること。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

4 入札参加の申込み

(1) 参加仮申込み

入札参加希望者は、令和2年9月3日（木）午後1時から令和2年9月18日（金）午後2時までに公有財産売却システムを利用してあらかじめ参加仮申込みを行うこと。

(2) 参加本申込み

入札参加希望者は、仮申込み手続きが完了した後、公有財産売却一般競争入札参加申込書に入札保証金に関する約定書、住民票の写し（法人にあっては登記簿謄本）及び印鑑証明を添付して、令和2年9月3日（木）午後1時から令和2年9月18日（金）午後2時まで（郵送の場合は、令和2年9月18日（金）までの消印があるものを有効とする。）に静岡県出納局用度課へ提出し、一般競争入札への参加を申込みこと。

なお、期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加できないものとする。

(3) 入札保証金

入札参加者は、物件毎に定めた額の入札保証金を県の指定する納付方法により入札前に納付すること。

5 入札の期間及び開札

(1) 入札の期間

令和2年10月6日（火）午後1時から令和2年10月13日（火）午後1時まで

(2) 入札の場所

ヤフー株式会社が運営する公有財産売却システム上のホームページ

アドレス https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_shizuoka

(3) 開札の日時

令和2年10月13日（火）午後1時

(4) 開札の方法

開札は、公有財産売却システムにより行うものとする。

6 その他

(1) 入札の無効

入札の公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定

公有財産売却システム上で売却物件毎に有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で、最高

の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該最高価格での入札者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）により決定する。

(3) 売払代金の納付

売買代金は、落札者が入札した金額とする。

なお、支払い金額は、入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、売買代金へ充当した契約保証金を除いた残金を県が指定する方法により令和2年10月27日（火）午後2時30分までに納付すること。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は「入札説明書」及び「ガイドライン」による。